

**山口市介護予防・日常生活支援総合事業
指定第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）重要事項説明書**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人光恵会
主たる事務所の所在地	〒747-0042 防府市今市町 21 番 15 号
代表者（職名・氏名）	理事長 光山哲生
設 立 年 月 日	平成 15 年 9 月 1 日
電 話 番 号	0835-22-1361

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	光山医院山口ヘルパーステーション	
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒753 - 0825 山口市矢原町 7 番 18 号	
電 話 番 号	083 - 933 - 6220	
指定年月日・事業所番号	平成 26 年 9 月 1 日	3570302913
管 理 者 の 氏 名	森重 勝文	
事業の実施地域	山口市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、

排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 食事介助、排泄介助、入浴介助、清拭など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買物など

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時から午後5時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
従業者	常勤 18人、 非常勤 0人
うち介護福祉士	常勤 17人、 非常勤 0人
うち介護職員初任者研修等修了者	常勤 1人、 非常勤 0人

7. サービス提供の責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者（訪問事業責任者）は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	森重 勝文
サービス提供責任者 (訪問事業責任者)の氏名	伊藤 諒

8. サービス利用料金

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスⅠ	事業対象者：要支援1・2 (週1回程度)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービスⅡ	事業対象者：要支援1・2 (週2回程度)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービスⅢ	事業対象者：要支援2 (週2回を超える程度)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へのサービスを提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
介護職員処遇改善 加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数の137 / 1000			

【減算】

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10/100

(2) お支払方法

料金は月ごとの清算とし、本事業所が定める期日までにご本人負担分をお支払いください。
お支払いいただいた後、利用者負担金の受領に関わる領収書を発行いたします。
お支払方法は、銀行口座引落・銀行振り込み・現金払いをお選びください。

9. サービスの終了

- (1) お客様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する旨をお申し出ください。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が自立と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

(4) その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、2ヶ月以上の料金滞納があり再三の督促にも関わらずお支払いいただけない場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10. 緊急時における対応方法につきまして

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに管理者に報告するとともに、主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11. 事故・トラブル発生時の対応につきまして

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、担当の地域包括支援センター及び山口市等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

12. 苦情相談窓口につきまして

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 083 - 933 - 6220
	面談場所 当事業所の相談室
	苦情受付時間 事業所の営業日及び営業時間に同じ

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	山口市高齢福祉課	電話番号 083-934-2793
	山口県国民健康保険団体連合会	電話番号 083-995-1010

13. 個人情報の取扱いにつきまして

当事業所は、「当社における個人情報の利用目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。とりわけプライバシー情報に関しましては、職員の研修に努め漏洩に注意を払います。

1 4. 情報の開示につきまして

当事業所は、お客様の求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。

ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、当事業所所定の書面によりご本人様のご了解を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。

1 5. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの提供の際、従事者は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ①医療行為及び医療補助業務
 - ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター、介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

説明事項確認書

訪問介護相当サービスの提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて、「重要事項」を説明いたしました。

事業所

所在地 山口県山口市矢原町 7 番 18 号

名 称 医療法人光恵会

光山医院山口ヘルパーステーション

説明者氏名

印

私は本書面により事業者から「重要事項」の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

ご利用者 住所

氏名

印

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。
(契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます)

住所

氏名

印

ご利用者との関係 (○印)

親族 (続柄:)

成年後見人

代理人

*確認資料をお見せいただく場合がございます。

あらかじめご了承ください。